

告 示

埼玉県建築審査会告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十四条第三項の規定により、次のとおり公開による口頭審査を行う。

令和四年九月二十日

埼玉県建築審査会会長 白石 加代子

一 日時

令和四年九月二十九日（木）

午後三時十五分から

二 場所

埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一―八

知事公館二階 中会議室

三 件名

埼玉県建築審査会令和四年（不）第一号事件